

新旧対照表

※下線部が改正箇所

(施行日：平成 30 年 9 月 25 日)

旧	新
<p>(<u>仮設建築物</u>に対する制限の緩和)</p> <p>第 9 条 法第85条第 5 項に規定する<u>仮設建築物</u>については、第 6 条第 1 項の規定は、適用しない。</p>	<p>(<u>仮設興行場等</u>に対する制限の緩和)</p> <p>第 9 条 法第85条第 5 項又は第 6 項に規定する<u>仮設興行場等</u>については、第 6 条第 1 項の規定は、適用しない。</p>